

頑張るアーティスト応援事業補助金交付要領

第1 趣旨

この要綱は、頑張るアーティスト応援事業補助金交付要綱（令和2年5月11日付け令和2年文政第28号）第11の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施基準

1 実施主体

要綱第2に規定する長野県ゆかりのアーティスト又は団体は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「アーティスト」とは、文化芸術活動を行う単数又は複数名（グループ）の者がいい、職業として、音楽家、美術家、舞踊家その他の文化芸術に関わる職業に就業している者のほか、当該職業に就業せずに文化芸術活動を行っている者も含むものとする。

なお、「アーティスト」には、第2の3の(2)に定める「創作活動に従事する者」を1名以上含むことを要する。

- (2) (1)の複数名（グループ）による場合にあつては、グループ名及び代表者を定めること（代表者は、頑張るアーティスト応援事業補助金交付要綱第2の(1)に規定する長野県ゆかりの者（以下「長野県ゆかりの者」という。）であること。）。また、複数名のうち過半数は、長野県ゆかりの者であること。
- (3) (1)に規定する文化芸術活動とは、次に掲げる文化芸術の創作表現に係る活動をいう。

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
生活文化	(書道、華道等)
地域文化	(地域固有の伝統芸能、民族芸能等)

- (4) 「団体」は、次に掲げる要件を満たす場合に限り実施主体として認めるものとし、法人であると否とを問わないものとする。

ア 第2の3の(2)に定める「創作活動に従事する者」を1名以上含む団体であること。

イ 任意団体にあつては、代表者の定めがあること（代表者は、長野県ゆかりの者であること。）。

- (5) 地方公共団体が出資する法人は、「団体」に該当しないものとする。

2 対象経費

要綱第4別表に規定するオンライン上で鑑賞可能な創作活動は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「オンライン上で鑑賞可能」とは、インターネットを利用して、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器を用いて、視覚、聴覚などにより覚知可能な作品とすることをいう。
- (2) (1)に規定する作品については、原則として、動画形式により再生可能な映像作品とするが、音声・静止画として再生可能なものも含むものとする。
なお、自由型にあつては撮影など映像作品とするために必要な作業は、実施主体自身が行うものとし、テーマ型にあつては、原則として長野県が当該作業を行うものとする。
- (3) (1)に規定する作品の冒頭には、自己紹介及び鑑賞者へのメッセージを入れることが望ましい。
- (4) 創作活動及びオンライン上で鑑賞可能とするための映像制作は、「三つの密」を避けるために必要な対策を講じるなど適切な感染防止対策の徹底を図ったものとする。
- (5) 映像作品等の再生時間は、概ね30分以内とするが、創作活動の内容に応じて、この時間を超えることは妨げない。
- (6) (2)に規定する作品の著作権は全て実施主体に帰属する。ただし、長野県は本事業の公表、広報等に必要範囲で、当該作品を、無償かつ通知を要せずは無制限に利用できるものとする（長野県の利用に当たり、実施主体は著作者人格権を行使しないものとする。）。なお、長野県が行う公表等の利用について、不特定多数の者が長野県の認める方法により、それらのホームページにおいて利用する場合も同様とする。
- (7) 次に掲げる創作活動は、補助金交付の対象としない。
なお、同一の実施主体が、事業計画書を提出できる創作活動は、1件とする。
ア 既に公開の場において公表・発表が行われた創作活動
イ 公衆の用に供するに当たり実施主体以外の著作権を侵害するおそれがある創作活動
ウ 国又は地方公共団体の交付する補助金等（新型コロナウイルス感染症対策に係る協力金・支援金は除く。）の交付の対象となる創作活動
エ 宗教的活動に関する創作活動
オ 政治的活動に関する創作活動
カ 公序良俗に反する創作活動

3 補助額

- (1) 要綱第4別表に規定するテーマ型・自由型は、次に定めるとおりとする。

ア テーマ型

次に掲げるテーマを表現する創作活動であり、一定の水準を満たすと認めるもの

- (ア) 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医療従事者や、県民生活や社会の安定に不可欠な業務を継続する方々等への「感謝」や「応援」の気持ちを伝えるもの

- (イ) 新型コロナウイルス感染症対策のため、人と人との距離が離れている中で、改めて人と人との「つながり」や「協力」の大切さを再認識させるもの
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症対策として、活動の自粛が求められる中で、今後の社会経済活動に「希望」を与えるものや、社会全体の停滞感を払しょくするような「元気」や「勇気」を与えるもの

イ 自由型

幅広い年齢層を含む不特定多数の者の在宅等における文化芸術の鑑賞機会となるもの

- (2) 要綱第4別表に規定する「創作活動に従事する者」は、次に掲げる者とする。なお、複数名の「創作活動に従事する者」の場合にあつては、その過半数が長野県ゆかりの者であること。

ア 職業として、音楽家、美術家、舞踊家その他の文化芸術に関わる職業に就業している者

イ 職業として文化芸術活動に係る就業はしていないが、文化芸術活動を行うことについて、一定の収益を得ることを常態とする者

ウ 劇団の制作者や舞台技術者など文化芸術活動に係る企画制作、指導学習、舞台運営等を業として行い、一定の収益を得ることを常態とする者

エ その他知事が特に認める者

4 選定

要綱第5の2の補助金の内示に当たっては、文化芸術活動について知見を有する複数の者の意見を聴いて行うものとする。